

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年5月10日

【四半期会計期間】 第9期第1四半期(自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)

【会社名】 ダブル・スコープ株式会社

【英訳名】 W-SCOPE Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 崔 元根

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎5丁目1番11号

【電話番号】 03-5436-7155(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO兼経営企画本部長 竹居 邦彦

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎5丁目1番11号

【電話番号】 03-5436-7155(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO兼経営企画本部長 竹居 邦彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町
2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第8期 第1四半期 連結累計期間		第9期 第1四半期 連結累計期間		第8期	
	自 至	平成24年1月1日 平成24年3月31日	自 至	平成25年1月1日 平成25年3月31日	自 至	平成24年1月1日 平成24年12月31日
売上高 (千円)		494,972		292,072		2,325,161
経常利益金額又は経常損失金額 () (千円)		146,327		285,110		400,089
四半期(当期)純利益金額又は四半期純損失金額() (千円)		135,215		261,796		368,388
四半期包括利益又は包括利益 (千円)		407,277		57,835		1,216,223
純資産額 (千円)		7,546,915		8,418,862		8,355,402
総資産額 (千円)		8,875,712		10,134,178		10,106,034
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は四半期純損失金額() (円)		9.54		18.47		25.99
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)		9.24				25.52
自己資本比率 (%)		85.0		83.0		82.7

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第9期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間の世界経済は、米国では景気回復の兆しは見られるものの、欧州では依然として債務危機の影響から景気全般が減速を継続、中国では世界経済全体の低迷を受けるなど、引き続き低調に推移致しました。当四半期は、当社の売上の93.8%を占める中国市場において旧正月の時期が含まれ、市場の閑散期にあたりますが、当社は顧客基盤の拡充に努めており、その一部分は具体的な成果を上げる事が出来ました。また米国を中心とした大型リチウム二次電池ではEV（電気自動車）・HEV（ハイブリッドカー）などの輸送用機器の需要の伸びが短期的には期待できない事を前提とした販売計画等を策定しておりましたが、これらの影響は米国市場に留まらず世界的なバッテリー材料市場での競争激化の遠因になっていると分析をしております。生産活動においては適正在庫の維持を目標に取り組んだ結果、稼働率の悪化、対米ドルに対する韓国ウォンの上昇、顧客基盤の拡充を目的とした製品開発等の活発化により製造原価が上昇致しました。

このような状況の中、当社グループの主力事業であるリチウムイオン二次電池セパレータ事業におきましては、スマートフォンの電池容量の拡大や数量増加など民生機器用途の増大や輸送用機器用途の市場の立ち上がりを受け、中長期的にはリチウムイオン二次電池市場の拡大傾向に変化はなく、リチウムイオン二次電池の主要部材であるセパレータにつきましても市場の拡大は堅調に推移するものと分析しております。

このような環境のもと、売上高は292,072千円と前年同四半期と比べ202,900千円（41.0%）の減収となりました。また、営業損失は324,156千円と前年同四半期と比べ449,430千円の減益、税金等調整前四半期純損失は285,110千円と前年同四半期と比べ431,438千円の減益、四半期純損失は261,796千円と前年同四半期と比べ397,012千円の減益となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結累計期間における総資産につきましては10,134,178千円となり、前連結会計年度末に比べ28,144千円増加しました。主な要因は以下のとおりであります。

(資産)

流動資産につきましては、4,995,961千円となり、前連結会計年度末に比べ215,666千円の減少となりました。これは主として、受取手形及び売掛金の増加76,337千円、現金及び預金の減少306,056千円があったことによるものであります。固定資産につきましては、5,138,216千円となり、前連結会計年度末に比べ243,810千円の増加となりました。これは主として、建物及び構築物の増加53,717千円、機械装置及び運搬具の増加94,090千円、建設仮勘定の増加71,642千円、繰延税金資産の増加22,670千円によるものであります。

(負債)

負債につきましては、1,715,315千円となり、前連結会計年度末に比べ35,316千円の減少となりました。流動負債につきましては、1,502,111千円となり、前連結会計年度末に比べ30,236千円の増加となりました。これは主として、支払手形及び買掛金の増加11,181千円によるものであります。固定負債につきましては、213,203千円となり、前連結会計年度末に比べ65,553千円の減少となりました。これは主として、長期借入金の減少77,710千円によるものであります。

(純資産)

純資産につきましては、8,418,862千円となり、前連結会計年度末に比べ63,460千円の増加となりました。これは主として、四半期純損失の計上261,796千円、為替換算調整勘定の増加319,631千円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は12,081千円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年5月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	14,171,600	14,171,600	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準の株式でありま す。 1単元の株式数は100株と なっております。
計	14,171,600	14,171,600		

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年12月13日
新株予約権の数(個)	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	480 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成27年1月8日から 平成35年1月7日まで (注) 5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 480 資本組入額 240 (注) 6
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当 該新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認 を要する。 (注) 4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 8

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与
株式数」という)は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる平成25年1月7日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

当該調整後付与株式数を適用する日については、3.(2)の規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記5.に定める調整に服する。

3. 行使価額の調整

(1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の 又は を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記（2）に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記（1）に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額})}{\text{調整後行使価額}} \times \text{分割前行使株式数}$$

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

- (3) 上記(1)及びに定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。
 - (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用日の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。
4. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
 5. 新株予約権を行使することができる期間
平成27年1月8日から平成35年1月7日まで
 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 7. 新株予約権の取得条項
以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合は、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記2.で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記5.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記6.に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記 7. に準じて決定する。

9. その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年3月31日		14,171,600		4,119,445		4,065,445

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、該当事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,170,300	141,703	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。 1単元の株式数は100株となっております。
単元未満株式	普通株式 1,300		
発行済株式総数	14,171,600		
総株主の議決権		141,703	

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成25年1月1日から平成25年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年1月1日から平成25年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,960,127	3,654,070
受取手形及び売掛金	217,902	294,240
商品及び製品	865,821	865,036
原材料及び貯蔵品	82,797	99,591
その他	84,978	83,022
流動資産合計	5,211,627	4,995,961
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	928,897	1,001,106
減価償却累計額	150,933	169,426
建物及び構築物（純額）	777,963	831,680
機械装置及び運搬具	4,904,555	5,180,453
減価償却累計額	1,364,830	1,546,638
機械装置及び運搬具（純額）	3,539,724	3,633,814
建設仮勘定	464,449	536,091
その他	95,797	103,833
減価償却累計額	51,206	57,726
その他（純額）	44,591	46,106
有形固定資産合計	4,826,729	5,047,693
無形固定資産		
その他	20,401	20,223
無形固定資産合計	20,401	20,223
投資その他の資産		
投資有価証券	802	847
繰延税金資産	31,419	54,090
その他	15,053	15,362
投資その他の資産合計	47,275	70,300
固定資産合計	4,894,406	5,138,216
資産合計	10,106,034	10,134,178

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,232	16,414
短期借入金	1,000,000	1,000,000
1年内返済予定の長期借入金	325,591	328,339
未払法人税等	18,093	11,173
繰延税金負債	13,680	11,268
その他	109,276	134,915
流動負債合計	1,471,874	1,502,111
固定負債		
長期借入金	216,260	138,549
退職給付引当金	18,759	27,901
繰延税金負債	149	-
その他	43,587	46,752
固定負債合計	278,756	213,203
負債合計	1,750,631	1,715,315
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,119,445	4,119,445
資本剰余金	4,065,445	4,065,445
利益剰余金	166,975	428,772
株主資本合計	8,017,914	7,756,117
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	337,488	657,119
その他の包括利益累計額合計	337,488	657,119
新株予約権	-	5,625
純資産合計	8,355,402	8,418,862
負債純資産合計	10,106,034	10,134,178

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
売上高	494,972	292,072
売上原価	240,634	427,773
売上総利益又は売上総損失()	254,337	135,701
販売費及び一般管理費	129,063	188,455
営業利益又は営業損失()	125,274	324,156
営業外収益		
受取利息	1,665	240
為替差益	22,529	34,586
作業くず売却益	3,772	3,127
その他	1,438	6,931
営業外収益合計	29,406	44,885
営業外費用		
支払利息	8,352	5,839
その他	0	0
営業外費用合計	8,352	5,839
経常利益又は経常損失()	146,327	285,110
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	146,327	285,110
法人税、住民税及び事業税	11,111	23,314
法人税等合計	11,111	23,314
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	135,215	261,796
四半期純利益又は四半期純損失()	135,215	261,796

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	135,215	261,796
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	272,061	319,631
その他の包括利益合計	272,061	319,631
四半期包括利益	407,277	57,835
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	407,277	57,835
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年3月31日)

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日至平成25年3月31日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、この変更による影響額はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日至平成25年3月31日)
1. 税金費用の計算	当連結会計年度の税金等調整前四半期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日)
減価償却費	91,318千円	139,565千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社及び連結子会社は、リチウムイオン二次電池用セパレータ事業の単一セグメントであります。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額 又は1株 当たり四半期純損失金額()	9円 54銭	18円47銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失金額()(千円)	135,215	261,796
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額 又は四 半期純損失金額()(千円)	135,215	261,796
普通株式の期中平均株式数(株)	14,171,600	14,171,600
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	9円 24銭	
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	461,368	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注)当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 5月10日

ダブル・スコープ株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市 川 一 郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河 合 宏 幸

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているダブル・スコープ株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年1月1日から平成25年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年1月1日から平成25年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ダブル・スコープ株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。